

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	自立支援協議会準備会
開 催 日 時	平成22年 3月19日（金）午後2時00分 ～3時30分
開 催 場 所	市役所 403 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：障害福祉課長 登坂、同課主査 福永、古川委員、薦田委員、高橋委員、永山委員、君島委員 欠席者：なし
議 題	議題1 前回会議録の確認について 議題2 協議会構成メンバーの選考について 議題3 協議会設置の規定形式と対価について 議題4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 前回会議録における文言等について修正すべきところを修正することとした。  議題2について： 自立支援協議会のメンバーは、保健医療関係者、教育関係者、行政関係者、社会福祉協議会関係者、障害当事者関係者、障害事業者関係者、市民、公募委員、雇用関係者、学識者とし、具体的にどのような方へ依頼するかは事務局が案として提示する。  議題3について： 自立支援協議会の設置は、要綱によること及び定例会の委員にのみ、「謝礼」として対価を支払うこととした。  議題4について 特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題2 協議会構成メンバーの選考について (議長) それでは、次第2、協議会構成メンバーの選考についてを御検討いただきます。内容につきましては事務局が説明いたします。  (事務局) それでは、議題2、協議会の構成メンバーの選考についてを説明いたします。資料1、協議会の構成メンバーの選考についてを御参照ください。

まず、自立支援協議会の役割ですが、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援に関する協議を行うための会議であるとされています。これは障害者自立支援法第65条の10に基づくものです。

この構成員につきましては、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針によれば、相談支援事業を円滑に進めるために、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者とするとされています。

なお、自立支援協議会の設置準備のため、昨年、本市を除く25市に対して、自立支援協議会の設置状況等に関する調査を行ったところ、25市中、15市が設置済、委員報酬は13市が支払い、運営方法は11市が直営、4市が委託でした。また、委員数は最大44名、最少9名、平均15.4名でした。任期は最長3年、最短1年、平均1.9年、約2年でした。報酬は最高13,000円、最少3,092円、平均7,668円でした。

次に、資料1-2をご覧ください。自立支援協議会の設置準備に当たり、実際にどのような関係者が協議会のメンバーになっているか調査したところ、その職種が27と多岐に渡っていたため、保健医療関係、教育関係、行政関係、社協関係、障害当事者関係、障害事業者関係、市民・公募委員等、雇用関係者等、学識者の9種にまとめて割合を算出いたしました。

結果、メンバーの割合は障害事業者関係が20%程度と最も高く、次いで障害当事者関係、医療機関関係者、市民・公募委員、教育関係者、学識経験者となります。

これらの関係者は10%以上の割合を占めており、特に割合の1位から3位までの分野は、障害者そのものにかかわる関係者とそのケアを行う保健医療関係者であります。これらは障害者自身に密接に関わる分野の方々であると考えられます。

以上のことから、自立支援協議会は、相談支援事業を地域の実情に応じて適切かつ効果的に実施する場、そして地域の障害福祉のシステムづくりに関して中核的な役割を担うための協議、調整の場であることから考えれば、構成員は重要な役割を担う必要があると考えられます。

次に、各市の委員選定のための留意事項は資料のとおり、11項目です。これらを要約しますと、メンバー選定の留意事項で共通していることは、「特定の障害や分野に偏らないようにした」、「幅広い分野の方々の参加を考慮した」、「中立、公平が図られるメンバー構成とした」等であります。これらを踏まえて、本市の自立支援協議会の構成員について協議いただければと考えております。事務局からの説明は以上です。

(議長)

事務局からの説明は以上です。なにか御意見はありますか。

今回のテーマは自立支援協議会のメンバーについてということですが、すぐに結論を出されなくても結構です。次回以降の準備会にてより密度の濃い議論ができればよいとも考えています。

事務局で集計し、得られた結果を本市も参考とするかどうかを御検討いただければと思います。

(委員)

協議会委員の人数は、自立支援協議会の運営中でも、年度内に変更することはできるのか。

(議長)

議題3と重なりますが、自立支援協議会の位置付けを条例にするか、要綱にするかにより異なります。条例は制定及び改正において、議会の議決を必要としますので議会開催月でないと変更することはできません。しかし要綱は議決を必要としないので、必要時に改正することができます。

(委員)

この集計表のパーセンテージを足してみたところ、概ね想像どおりであった。しかし、雇用関係者の割合は高いと感じた。雇用関係者は必要と考える。また、教育関係者も必要と考える。

(議長)

教育分野については、教育委員会が主体で組織している特別支援教育連携協議会というものがあります。これは学校教育における障害児支援であります。

自立支援協議会はこれよりも更に広範囲の障害者支援について検討することになると考えられますが、この特別支援教育連携協議会の機能の一部を担うことも考えられます。

(委員)

幅広く、様々な方に参加してもらえるような委員構成が望ましい。武蔵村山市での検討課題を密に協議できるようにしたい。しかし、人数だけ多くても意見がまとまらなくなると思う。

(議長)

前回の準備会で、組織構成についてある程度の方向性が示されました。本市では専門部会を設けることとする予定になっていますが、この専門部会の意見を、自立支援協議会で取り扱うことができるような方々であることも必要で

す。この点に御留意ください。

(委員)

他市が自立支援協議会を設置したときの方向性に類するものになると思う。例えば、学識者をメンバーに入れると議事進行が円滑になると思う。

(委員)

他市の集計を見ると、公募委員の数が少ないように感じる。

(議長)

公募委員は、市で委員会等を設置する際に市で一定の割合で公募委員を含めるという指針がある、この指針に基づいて参加いただくことになります。

もし、反対の御意見がなければ、資料にて行われたグループ分けにおいて、実際にどんな方をメンバーとして考えたらよいかを伺いたいと思います。

(委員)

高次脳機能障害の関係者はどこの人だろうか。

(委員)

東京高次脳機能障害協議会というものがある。

(委員)

委員数が少ない分野の方は、その自治体になにかしら関係のあった方々だと思われる。

(委員)

いずれにせよ、武蔵村山市の特性に合わせた構成員となると思う。

(議長)

当事者団体をメンバーにする場合ですが、本市には残念ながら、身体障害者、知的障害者、精神障害者の横のつながりである連合体がありません。どの団体から選出するかが技術的に難しいことが挙げられます。

(委員)

3障害すべての関係者を含めることになるだろう。

(委員)

確かに、当事者の声は非常に大切である。だが、どう選んでいくのかが課題

であろう。自立支援協議会に関わっていただきたいことに変わりはない。

(委員)

精神障害者の団体は1つである。しかし、知的障害、身体障害は団体数が多い。すべての団体に声をかけることは大切だと考えるが、委員数が飽和してしまったらどうするのかということになる。

(議長)

本日は、構成員のおおまかな枠組みを決めていただければと思います。もし各委員とも異議がなければ、事務局が割り当てた分野の方々にメンバーとなっただけということではいかがでしょうか。

(委員)

その方向でよい。

(議長)

では、枠組みをつくるためそれぞれの分野の方々について案を作成いたします。まず、保健医療関係者については医師会、障害児を受け入れている病院、教育関係者については特別支援学校ということではいかがですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

行政関係者はいかがですか。

(委員)

市のケースワーカーに入ってもらったらどうだろうか。特に生活保護を受給している障害者もいるので、有益な意見が出されると思う。

(委員)

市の関係者は事務局があるので、あえてケースワーカーでなくてもよいと思う。民生・児童委員などがよいのではないか。

(議長)

もし、協議会において必要であれば、市の生保担当ケースワーカーに意見の陳述を求めることができます。

(委員)

専門部会において、ケースワーカーからの聞き取りは必要になってくると思う。

(議長)

では、行政関係者は民生・児童委員等とすることでいかがですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

次に社会福祉協議会関係者ですが、現在社協は指定相談支援事業所として市から委託を受けています。社協関係者として位置づけなくても、一事業所としてメンバー候補とする考えもありますがいかがですか。

(委員)

社会福祉協議会は本市の福祉事業において重要な役割を果たしている。社協関係者として参加していただく方が良いのではないかと。

(議長)

では、社協関係者として参加していただくことといたします。次に障害当事者関係者はいかがでしょうか。団体に声をかけて推薦とすることになると考えられますが。

(委員)

積極的に活動している団体はあるのか。

(議長)

市でも、団体の詳しい活動をはっきりとはつかみきれてはいません。

(委員)

活動内容や、会員数が分からないと選別するのが難しい。

(議長)

知的、身体、精神の3障害から1人ずつ等と考えていただければ、事務局としても案を考えやすいです。

(委員)

聴覚障害、視覚障害、肢体不自由等はすべて身体障害者のカテゴリーに含まれる。そう考えるとかなりの人数になってしまう。

(委員)

本来ならば、それぞれの違う障害を持つ方にメンバーになってもらえるのが望ましい。それぞれの障害の種別により、ニーズが異なっているためである。

(委員)

しかし、それでは考え方がまとまりにくくなってしまっておそれがある。

(委員)

視野の広い人がよい。あまり細分すると委員の意見の吸い上げが困難になってしまう。

(委員)

このことを契機に障害当事者団体の横のつながりができれば望ましい。

(議長)

では、障害当事者については3名、身体、知的、精神障害者の関係者から1名ずつ選出するという考え方でいかがでしょうか。

(委員)

少し多いが、妥当である。

(議長)

では、障害事業者関係はいかがでしょうか。指定相談支援事業所と指定障害サービス事業者が挙げられます。

(委員)

その方向でよい。

(議長)

では、最後になりますが、市民・公募委員については市の基準の比率を満たすようにし、雇用関係者は商工会、ハローワーク、宅建協会、障害者を雇用している民間事業所等から案を作成いたします。また、学識者についても事務局で候補者を考えます。以上でいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

では、本日の協議結果を踏まえ、自立支援協議会のメンバーは、保健医療関係者、教育関係者、行政関係者、社会福祉協議会関係者、障害当事者関係者、障害事業者関係者、市民、公募委員、雇用関係者、学識者とし、具体的にどのような方へ依頼するかは事務局が案として提示いたします。

### 議題3 協議会設置の規定形式と対価について

(議長)

それでは、議題3、協議会設置の規定形式と対価について事務局より説明いたします。

(事務局)

それでは、議題3、協議会設置の規定形式と対価についてを説明いたします。資料2をご覧ください。

協議会を設置するには2つの形式があります。それは条例による設置かもしくは要綱による設置です。

条例設置とした場合、自立支援協議会の法的な位置付けは市長の附属機関となります。附属機関とは、市がその内部部局のほかに必要と認めて設置する調査、調停、審査等を行うための審査会、審議会等の機関であります。

したがって、附属機関として設置する場合、自立支援協議会は、特定の事項について、市長の諮問に応じ、答申する機関となります。

しかし、自立支援協議会は、相談支援の充実を目的として設置されるものであるため、市長の諮問に基づく事項のみを検討するわけではありません。

そのため、附属機関としての位置付けにはなじまないとも考えられます。

次に要綱設置の場合について説明させていただきます。要綱設置とした場合、条例による設置とは異なり、市長の諮問に応じ、調査検討するというわけではないため、検討及び協議する内容に制限はなくなります。そのため、特定の分野に偏ることなく情報共有及び意見交換、事例検討を行うことができることとなります。要綱設置のほうが柔軟な対応をとることができるとも考えられます。

なお、15市中2市が条例、12市が要綱、1市がそれ以外の規定により設置しております。

次に、自立支援協議会委員の対価について説明いたします。自立支援協議会の委員は、市の障害者相談支援事業等について、情報共有、意見交換を経た上で障害者施策等について一定の提案をすることになりますが、これらの活動について対価を支払うか無償とするかが問題となります。

なお、現在対価を支出している自治体は13市、対価を支出していない自治体は2市ですが、各委員の同意を得ることができれば、対価を支払わずに運営



を行うことも可能です。しかし、会議に出席する際に係る交通費の支給は必要となると考えられます。

なお、条例による設置の場合には、自立支援協議会委員の対価は武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて、報酬として支払われますが、要綱による設置とした場合には、謝礼として支払われます。以上です。

(議長)

事務局からの説明は以上です。何か御意見はありますか。

(委員)

要綱設置による規定の方が、広く内容を協議できるということは理解した。しかし、条例の方が拘束力は強い。もし条例設置による協議会となれば検討内容を施策として実行しやすくなるのではないか。

(議長)

確かにそのような側面はあります。しかし自立支援協議会は、諮問に答えたらそれで終了するというものではありません。したがって、様々な障害者の相談支援に対応できるような継続的な協議の場にするために、柔軟な対応をとりたいと考えています。

(委員)

それならば、要綱設置でもよいのでは。

(委員)

異議なし。

(議長)

では、自立支援協議会は要綱により設置するということといたします。

(議長)

では議題4、その他についてであります。特に報告事項等はございますか。

(委員)

特になし。

(議長)

では、本日の会議はこれまでといたします。次回の日程は4月21日(水)

午後2時からの予定です。皆様お疲れ様でした。
------------------------

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由  ( )	傍聴者： _____ 〇人
-----------------	---	---------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____ ) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____ )
------------------	---

庶務担当課	健康福祉部	障害福祉課（内線：642）
-------	-------	---------------

（日本工業規格A列4番）